

関市立緑ヶ丘中学校 いじめ防止基本方針（概要）

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめのとらえ

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要。いじめを受けた児童生徒の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に確認することが必要。けんかやふざけ合ひであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) 基本認識：緑ヶ丘中学校では、教育活動全体を通じて、以下の認識をもち、いじめの防止等に取り組む。

いじめは、「人間として絶対に許されない」「どの生徒にも、どの学校でも起こりうる」「暴力を伴わないいじめであっても、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある」

(3) 緑ヶ丘中学校としての構え

学校は、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びに組織的にいじめ問題の対処を行い、生徒を守る。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 魅力ある授業・学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導等）

(2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成・豊かな体験活動・道徳教育・人権教育の充実）

(3) すべての教育活動を通じた指導（望ましい人間関係や自己指導能力の育成・自己存在感・共感的な人間関係・自己決定）

(4) インターネットを通じて行われるいじめの対する指導の推進

(5) 新・信緑宣言の宣言1「思いやる」を中核に据えた生徒自らの活動の推進

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- 日常的な声かけや定期的なアンケート（3ヶ月に1回、記名式）の実施時にマイサポーター記名等を行い、多様な方法でわずかな変化を把握、変化を多面的に分析、対応に生かす。

- 全職員が些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行うとともに、SCやS相、心の相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

- アンケート原本は、該当生徒卒業まで保管、詳しく聴取した内容は文書で5年間保管する。

(2) 教育相談の充実

- 受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、心の成長を支える。（温言の多用）

- 生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、SC、S相、心の相談員等、校内全教職員がそれぞれの役割を相互理解し協力、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 関係機関等との連携の充実

- 学校だけで抱え込まず、その解決のために、市教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行う。日頃から協力体制を構築しておく。

4 いじめ対策委員会の設置

- いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として「いじめ対策委員会」を設置する。

- 校内においては、「校内いじめ対策委員会」を行い、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行う。

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応を図るための年間計画の作成

- アンケートや会議の開催時期等を明確に位置付ける。また、PDCAサイクルを重視する。

- 「生徒に徹してつく」を教師の合言葉とし、生徒と共に活動したり見守ったりすることを重視する。

6 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

- 事実確認や情報収集、保護者との連携、方針の速やかな決定等、役割を明確にした組織的な動きをつくり、いじめを受けた生徒を徹底して守り通す。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

- 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときなど、市教育委員会の指導や警察等との連携を図り、迅速に対応し、調査や情報の提供等に努める。

(3) いじめ解消の定義

- いじめに係る行為が少なくとも3カ月は止んでいること。被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(4) 調査結果の提供及び報告

- 事実関係や学校の対応についていじめを受けた生徒やその保護者に説明する。

7 学校評価における留意事項

- いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握およびいじめに対する措置を適正に行うため、学校評価において、いじめの早期発見に関する取組、いじめの再発を防止するための取組の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。